

諮問実施機関：和歌山県公安委員会

諮問 日：令和6年3月18日（諮問（情）第26号）

答申 日：令和6年8月19日（答申（情）第25号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和5年10月31日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、令和5年11月24日付け捜一第290号で、公文書開示決定等の期限を令和6年1月12日まで延長した。
- 3 実施機関は、本件開示請求に対し、開示請求に係る公文書は刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」に該当し、条例第40条に規定する、条例の規定を適用しない公文書に該当することを理由に、条例第11条第2項の規定に基づき、公文書を開示しない決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年12月19日付け捜一第332号で審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、令和5年12月20日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、和歌山県公安委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件開示請求に係る公文書の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

全てを開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び審査請求に対する弁明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求において、審査請求人は、別紙に記載の、審査請求人以外の個人が死亡した際に作成された捜査書類の開示を求めているものと認められる。

2 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 53 条の 2 は、訴訟に関する書類および押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）の規定を適用しない旨定めている。審査請求人が開示を求めている捜査書類は、司法警察職員により作成された訴訟に関する書類であり、情報公開法の規定が適用されない書類に該当する。

3 条例第 40 条は、法律の規定により情報公開法の規定を適用しないこととされている書類については、条例の規定は適用しないとしている。

4 本件開示請求に係る公文書は、上記 2 及び 3 により、条例の規定が適用されない書類であるといえる。したがって、本件開示請求については、条例の規定が適用されない公文書の開示を求めるものであることから、公文書非開示決定を行った。

5 以上のとおり、本件処分は、法の規定に基づき適切に行ったものであり、この点に違法又は不当はない。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件開示請求について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、審査請求人以外の個人が死亡した際に作成された捜査書類の開示を求めているものと認められる。

3 本件処分の妥当性について

(1) 刑事訴訟法第53条の2について

同条は、訴訟に関する書類および押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の規定を適用しない旨定めている。

裁判例（大阪地方裁判所平成16年1月16日判例集不登載）によると、刑事訴訟法第53条の2（平成13年法律第140号による改正前）にいう「訴訟に関する書類」とは、書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察職員その他の者が保管しているものも含まれる。

以上から、本件開示請求に係る公文書は、司法警察職員により作成された訴訟に関する書類であり、情報公開法の規定が適用されない書類に該当する。

(2) 条例第40条について

同条は、法律の規定により、情報公開法の規定を適用しないこととされている書類等については、この条例の規定は、適用しないと規定している。

上記(1)記載のとおり、本件開示請求に係る公文書は、情報公開法の規定が適用されない書類であり、条例第40条の規定により、条例が適用されない公文書である。

(3) 本件処分の妥当性の判断について

以上から、本件開示請求に係る公文書は、条例が適用されない書類であると解され、条例第5条の規定する公文書開示請求の対象となる公文書に該当しない。

したがって、実施機関が条例第40条を適用して行った本件処分は妥当である。

4 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和6年3月18日	○諮問（実施機関）
令和6年5月31日	○審議
令和6年6月21日	○審議
令和6年7月23日	○審議
令和6年8月9日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

石倉誠也、早坂豊司、藤田隼輝、森下順子

別紙

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和5年10月31日	〇〇年〇〇月〇〇日に特定の個人が死亡した際に作成された捜査書面